

## DREAM WONDERLAND 規約

### 第1条（名称）

本会の名称を DREAM WONDERLAND（ドリームワンダーランド）と称す。（以下「本クラブ」という）

### 第2条（運営・管理）

本クラブの運営・管理（メンバー入会・退会・休会の管理、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社 ATORIE が行う。

### 第3条（目的及び事業）

“夢で世界は色づいていく”というコンセプトをもとに、ダンスを通して夢のようなプロジェクトを、夢のような場所で次々に叶えていくために活動する。それらの活動で、世界中の人々を明るくする。

### 第4条（役員）

1 本会運営のために、次の役員を置く。1年ごとに選出するものとする。

なお、任期途中で役員継続が困難な場合は都度選出する。

代表 北久保 みゆき

施設（2名）

庶務（2名）

衣装（5名）

出欠（2名）

### 第5条（入会資格）

- 1 本クラブに入会できる方は、本クラブからの入会の誘いを受けた者のみとし、趣旨に賛同し本規約を承諾した方とする。（以下「メンバー」という）
- 2 入会后本クラブのメンバーとして、誇りと自覚を持ち一生懸命活動することを約束できる方とする。

### 第6条（入会手続）

- 1 本クラブへの入会は原則として毎年5月とする。入会希望者は5月中に入会届と入会金10,000円を提出し、本クラブの承認を得た上、正式加入となる。なお、当該入会金は、入金後はいかなる理由があっても返金はしない。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがある。この入会届には、スポーツ保険加入や衣装管理のための情報を含む。

- 2 本クラブの活動において、入会申込をした時点でご家族の承諾を得たものとします。
- 3 本クラブの活動の中で、上記時期以外にメンバーの補充が必要と判断した場合や、特別な申し入れなどがあった場合代表の許可により入会を認めることがある。

#### 第7条（資格停止及び除名）

本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができる。

- 1 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。  
（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入すること。）
- 2 本クラブの備品や、使用施設を故意に毀損したとき。
- 3 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 4 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

#### 第8条（メンバー資格の喪失）

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失う。メンバーが資格を喪失した場合には、本クラブから貸与されている物品を速やかに返還すること。

#### 第9条（メンバーの義務）

- 1 誰に対しても、明るく元気な挨拶・返事をする事。
- 2 リハーサル開始時刻や集合時刻など、時間は守ること。
- 3 日々の練習やイベントの参加可否は、定められた期日までに必ず回答すること。  
ただし、参加可能と回答したイベントが仮案件の場合、キャンセルとなることもある。
- 4 衣装など貸与品の取り扱いに注意すること。
- 5 練習には、誠実に取り組みダンススキルの向上の為努力をすること。
- 6 わくわく・ドキドキ・きらきら・ひゃっほー！などの気持ちを出来る限り共有すること。

#### 第10条（会費等の支払）

- 1 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければならない。
- 2 原則として、各月最初の練習日に現金で集金する。それが不可能な場合は、各月15日までに現金で手渡すか、振り込みとする。ただし、その他イベント（任意参加）により、

別途集金する場合がある。(月会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実に本クラブの活動をしない場合も支払い義務が発生する)

3 支払金額・時期に関しては以下の通りとする。

- ① 年会費：10,000円 7月
- ② 月会費：5,000円 各月最初の練習日
- ③ DREAM STAGE 出演費（開催される場合）：10,000円 9月
- ④ 特例として、DREAM WONDERLAND 以外に、北久保みゆきが指導しているチーム（CHEEKYS・DAZZLY）と掛け持ちで活動しているメンバーは、年会費を免除する。

#### 第11条（施設利用料）

メンバーは、本クラブの活動における施設利用料は別途支払う必要はない。

#### 第12条（休会）

1 メンバーは、休会開始月の2か月前の月末（例えば4月から休会する場合、2月末）までに本クラブに所定の休会届と休会期間分の休会費を提出することにより、休会することができる。

本クラブの事務手続き上、期日を過ぎた場合は翌月扱いになります。休会費は月額1,000円とする。ただし、イベント出演が予定されている場合などは認められない。

2 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とする。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届と休会費を提出することにより延長が可能です。(最長、1回につき連続1年間まで)

#### 第13条（退会）

メンバーは、退会月の2か月前の月末（例えば3月末で退会する場合、1月末）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、退会することができる。その際、退会日までに、貸与されている衣装等の返却を済ませること。電話等口頭での退会は受け付けない。期日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月扱いになる。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとする。

### 休会と退会例

例) 4月から休会や退会をする場合



#### 第14条（イベントの報酬・交通費について）

- 1 本クラブの活動においては基本的には、報酬・交通費のメンバーへの支払いはないものとする。
- 2 イベントにより、報酬や交通費の支払いがある場合は、株式会社 ATORIE よりメンバーに支払うものとする。
- 3 交通費については、最寄りの駅から現場までの交通費を計算して支払う場合と、メンバーに一律で支払う場合とがある。
- 4 報酬を受け取る際は、事前に株式会社 ATORIE へ個人情報登録申請書を提出しなければならない。報酬は個人情報登録申請書に記した方法で支払われる。また、報酬金額はメンバーの実力、経験などにより異なる。
- 5 交通費を受け取る際は、領収書にサイン・押印をする。（シャチハタ不可）

#### 第15条（メンバーの利用及び事故）

- 1 メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して活動すること。
- 2 本クラブは、メンバーが本クラブの活動中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とする。
- 3 メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとする。
- 4 メンバーはケガや病気などの心配がある場合、事前に本クラブに申告し、万が一の対応を相談すること。その場合の配慮は可能な限り行う。

#### 第16条（責任事項）

- 1 本クラブでの活動情報など、非公開にする必要のあるものは秘密厳守とする。
- 2 イベントで撮影された動画や写真などをインターネット上や、SNS に掲載する場合、本クラブのメンバー以外の方が判別できるものは掲載しない。
- 3 許可のないイベントの情報や写真・動画などをインターネット上や、SNS などで拡散することは禁止とする。

#### 第17条（個人情報の取り扱い）

本クラブでは個人情報について、以下のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努める。

- 1 本クラブでは、収集した個人情報について、スポーツ保険加入、衣装管理、出演料・交通費の支払い、会費集金、香盤表作成等のために使用する。
- 2 本クラブは、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはしない。
  - ① 保護者などから同意を得ている場合
  - ② 法令に基づく場合

- ③ 人の生命・身体・財産を保護するために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
- ④ 国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行にあたって協力する必要があり、かつ本人の同意を得ることで事務遂行に影響が生じる可能性がある場合

#### 第18条（変更事項）

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとする。

#### 第19条（諸費用の改定）

本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができる。この場合、本クラブは改定日の3ヶ月以上前までに告知するものとする。

#### 第20条（改定）

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとする。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を告知するものとする。

#### 第21条（免責）

- 1 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令など、本クラブに起因しない不可抗力によりイベントや大会が中止・延期となった場合、または中止・延期の判断をした場合、本クラブはメンバーへ報酬・交通費の支払いや、日程調整により生じた損害の保証は行わない。
- 2 不可抗力により自主公演や本クラブの活動が中止・延期になった場合、または中止・延期の判断をした場合、自主公演の出演費や年会費・月会費の返金は行わない。
- 3 天災地変、戦乱、暴動、伝染病の蔓延などメンバーの安全を保つことが不可能と本クラブが判断した場合は、予告なく本クラブの活動を中止できるものとする。その場合、自主公演の出演費や年会費・月会費の返金は行わない。

#### 第22条（幸せシャッセ♪）

本クラブの活動において、達成感に溢れた時・嬉しさがこみ上げた時などは、メンバー全員で【幸せシャッセ】を唱えてその素晴らしき一日を締めくくることとする。

#### 附則（改定）

本規約の施行日は、2018年5月1日より施行する。

2019年5月1日改正

2020年5月1日改正

2021年5月1日改正

2022年5月1日改正